平成２４年（フ）第１８号
兵庫県たつの市御津町釜屋５番地５
債務者　丸田　敬子
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２４年（フ）第１３５号
奈良市平松５丁目９番14号
債務者　高橋　　勉
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１５５号
奈良県天理市櫟本町1600番地　Ｂ４―404
債務者　田部　昌子
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１６１号
奈良県生駒郡平群町菊美台３丁目７番８号
債務者　太田原春美
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１７４号
奈良県生駒郡安堵町大字東安堵230番地　センチュリーアスカⅦ―406号
債務者　新居　和恵（旧姓堀川）
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第７９号
徳島県板野郡北島町中村字宮北裏38番地５
債務者　前川　祥子
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２７号
徳島県徳島市国府町府中251番地
債務者　吉岡　厚浩
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３８号
徳島県徳島市末広４丁目２番29―108号
債務者　馬場　典子
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４０号
徳島市南末広町６番18　ヒューマンスペースⅡ502号、旧住所徳島市北矢三町３丁目８番16―２号
債務者　寺尾　奈美（旧姓河野）
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４８号
徳島県板野郡藍住町勝瑞字幸島130番地１
県営幸島団地252号
債務者　原田　裕司
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８号
高知県土佐清水市竜串２番３号
債務者　宮添　茂喜
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第１９号
高知県土佐清水市竜串２番３号
債務者　宮添　　恵
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第３６号
高知県幡多郡黒潮町佐賀525番地１
債務者　三善　沙織（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第１７３号
宮崎市生目台西２丁目５番地１　県営住宅12棟２号
債務者　池田　満雄
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１５２号
岩手県久慈市侍浜町白前第３地割２番地
債務者　向井　民雄
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第３３号
高知県幡多郡大月町大字芳ノ澤306番地
債務者　岡田　　平
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第３７号
高知県宿毛市山奈町山田4387、住民票上の住所高知県土佐清水市汐見町23番15号
債務者　山﨑恵理子
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第３８号
高知県土佐清水市布2001番地
債務者　嶋　　三寿
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
高知地方裁判所中村支部